

平成21年5月21日から 裁判員制度が始まります



国民が刑事裁判に参加する裁判員制度

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が、刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員と3人の裁判官が、ともに刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

裁判員制度は、国民一人ひとりの参加があつてこそ、はじめて成り立つ制度です。

あなたが参加することで、さまざまな感覚や豊かな視点が裁判に反映されます。

裁判員候補者には12月10日ごろまでに 名簿記載通知と調査票が届きます

裁判員制度の実施に向けて、水戸地方裁判所では、茨城県内の44市町村の選挙管理委員会

が、選挙権がある人の中からくじで選び作成したデータに基づき、現在、平成21年の裁判員候補者名簿を作成しています。

裁判員候補者名簿に載った方には、12月10日ごろまでに、名簿に記載されたことのお知らせ(名簿記載通知)が送られてきます。

この通知は、翌年、裁判員を選任するための手続を行う期日に裁判所にお越しいただくためのお知らせ(呼出状)が届く可能性があります。あらかじめ心づもりをしていただくためにお送りするものです。

したがってこの段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

調査票の記入にご協力ください

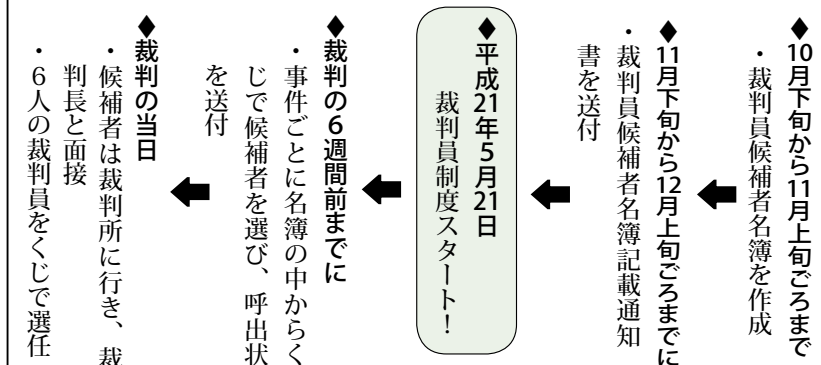
裁判員候補者名簿に載った方には、この名簿記載通知と同時に調査票をお送りします。

調査票では、①裁判員になることができない職業に就いているかどうか(就職禁止事由の有無)、②1年を通じての裁判員の辞退希望の有無・理由、③月の大半にわたつて裁判員となることが特に困難な特定の月がある場合、2カ月を上限として、その特定の月における辞退希望の有無や理由をお尋ねします。

このうち、①裁判員になることができない職業に就いている方、②の70歳以上の方や学生などで、翌年1年間辞退を希望するとした方には、その後裁判所からお知らせ(呼出状)が届くことはありません。

また、③の月の大半にわたつて裁判員となることが困難であるとする理由が辞退事由に当たると認められた場合には、その月に審理が行われる裁判員対象事件の裁判員候補者に選ばれても裁判所からお知らせ(呼出状)が届くことはありません。調査票をお送りするのは、こ

★裁判員選任までの流れ★



のような事情を尋ねることにより、裁判員に選ばれることがない方が、裁判所にお越しいただくなくてもいいように、候補者の負担を軽減するためのものですので、記入・返送にご協力ください。

今後も、裁判員制度の実施に向けて、皆さまにさまざまな情報をお知らせしていきます。